

# 快適交流

## フィールド1 快適交流

### フィールド1：快適交流 ～人が集い、快適で利便性の高い都市の実現～

#### 施策

#### 基本計画

1-1.  
良好な都市空間の形成

働きやすく暮らしやすいまちをつくります

1. 計画的な土地利用の推進
2. 地籍調査\*の推進

1-2.  
道路の整備

産業活動と市民生活を支える安全な道路を整備します

1. 広域幹線道路の整備
2. 市域内幹線道路の整備
3. 生活道路の充実
4. 道路交通安全対策の推進
5. 安全で快適な自転車利用環境の創出

1-3.  
JR新居浜駅周辺の整備

にぎわいあふれるJR新居浜駅周辺を整備します

1. JR新居浜駅周辺の公共施設整備
2. 駅南北一体化による新都市拠点の形成

1-4.  
安心な住宅の整備

良質な住宅を整備します

1. 公営住宅等の整備
2. 住宅及び住環境の整備
3. 高齢者の住宅の確保
4. 住宅・住環境の防災性の向上

1-5.  
公園・緑地の整備

市民に親しまれる公園・緑地を整備します

1. 既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実
2. 公園・緑地整備の推進
3. 総合運動公園整備の推進
4. 良好な景観の形成

1-6.  
港湾の整備

産業と安心した市民生活を支える港湾を整備します

1. 物流の高度化に対応する公共ふ頭整備
2. 大規模地震対策施設の整備
3. 港湾・海岸保全施設の適切な管理と長寿命化

地籍調査\*…土地分類調査、水調査と並び、国土調査法に基づく「国土調査」の一つであり、主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量するもの。

## 望ましい姿 働きやすく暮らしやすいまちをつくります

### ● 後期取組方針

- ①人口減少、高齢化社会の到来を見据え、持続可能なコンパクトなまちづくりを目指すため、立地適正化計画<sup>\*</sup>の導入等を検討します。  
用途地域<sup>\*</sup>、特定用途制限地域<sup>\*</sup>については地域の実情や幹線道路等公共施設の整備状況、また新たな産業育成、誘致のために必要性を加味しながら見直しを図ります。  
官公庁周辺地区については、国の合同庁舎の整備に向けた働きかけを行います。  
荷内沖は長期的展望に立ち、多様化する産業構造や社会的ニーズを踏まえ、臨海性産業用地としての活用も含めた土地利用計画を検討します。  
インターチェンジ近傍においては新たな内陸型産業用地の立地について検討します。
- ②土地の実態を正確に把握し、土地取引や公共事業の円滑化、災害時の早期復旧など、広範囲にわたって利活用できるように計画的な地籍調査を進めます。

### ● 現況と課題

- ・線引き<sup>\*</sup>廃止(H16.5)により土地利用規制が緩和されました。市内での土地利用条件の均衡化が図られた結果、用途白地地域における農地転用、開発行為、建築確認件数が増加しておりスプロール化<sup>\*</sup>が懸念されています。  
市街地中心部に用途白地地域が島状に残るなど、用途地域と市街地（人口集中地区：DID地区）とが整合していません。また、市街地内には農地が点在しており、袋地などでは低・未利用地が見られます。このため、市街地内の土地を有効活用することにより市街地中心部及び周辺部の既成市街地に集約した都市構造を実現し、持続可能な発展を目指す必要があります。
- ・都市再生特別措置法の改正（H26.8）に伴い「立地適正化計画」制度が創設されました。今後は、高齢者や障がい者を含めた誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するために、「立地適正化計画」の策定を検討し、福祉・医療・商業等の生活サービス機能や居住を集約したコンパクトなまちづくりを目指す必要があります。
- ・市役所周辺地区は、市庁舎、市民文化センターをはじめ、国の諸機関などが一団を形成して立地しており、中心業務地区としての大きな役割を果たしてきたものの、分散化傾向にあり、高度利用がなされていません。そのため、各施設の集約化が必要となっています。
- ・新居浜港東港地区周辺は、多喜浜、黒島、垣生工業団地及び多極型産業事業用地等を擁し、産業拠点の一翼を担っていますが、地域特性に応じた機能強化と企業交流・連携を進め、新規企業を誘致あるいは既存企業の市外流出を防ぐため、新たな工業用地の創出が必要となっています。
- ・本市では、国土調査法に基づく地籍調査は市内の一部の実施にとどまっています。地籍調査は一筆毎の土地の境界、面積、形状などを正確に示すことができ、あらゆる土地関連行為の基礎データとして重要な役割を果たすことから、DID地区を中心に、計画的に取り組んでいます。

### ● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■用途地域面積	2,526.8ha (平成 21 年度)	2,526.8ha (平成 26 年度)	2,685.7ha
■地籍調査済面積（累計）	1,166ha (平成 21 年度)	1,808ha (平成 26 年度)	2,475ha

立地適正化計画<sup>\*</sup>……都市再生特別措置法の改正（平成 26 年 5 月公布）に伴い、新たに都市全体の観点から居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地誘導による「コンパクトなまちづくり」を進めるための計画。

用途地域<sup>\*</sup>……都市の環境を保ち機能的なまちづくりを進めるため、住居、商業、工業など、市街地の大枠としての土地利用を定めた地域。

特定用途制限地域<sup>\*</sup>……用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成保持のため、合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物の用途の概要を定めるもの。

線引き<sup>\*</sup>……都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、計画的に市街化を進めて無秩序な市街化を防止する制度。

スプロール化<sup>\*</sup>……市街地が無秩序に郊外に拡大し、虫食い状に無秩序な市街地を形成すること。

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■ 行政区域内人口に対する用途 地域内人口割合	56.6% (平成21年度)	57.1% (平成26年度)	60.0%
■ 地籍調査進捗率	5.0% (平成21年度)	7.8% (平成26年度)	10.6%

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
1-1-1	計画的な土地利用の推進	継続 重点	・都市計画の策定 ◎立地適正化計画の策定
1-1-2	地籍調査の推進	継続	・計画的な地籍調査の推進

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

行政	良好な都市空間の形成を図るため、適正かつ合理的な土地利用を推進します。
市民	計画的な土地利用への積極的な参加・協力を努めます。
事業者	適正な土地利用への理解・協力を努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市都市計画マスタープラン.....平成27年度策定
- ・新居浜都市計画区域マスタープラン(愛媛県策定).....平成27年度策定

【関連施策】

- 1-1 良好な都市空間の形成
- 3-7 運輸交通体系の整備
- 4-2 地域福祉の充実
- 6-1 安全安心な生活空間の形成

## 望ましい姿 産業活動と市民生活を支える安全な道路を整備します

### ● 後期取組方針

- ① 国道 11 号は、本市の交通ネットワークの基盤となる道路であるとともに、広域的な都市間の交流や連携を担う重要な幹線道路であることから、現国道の交通混雑の早期緩和や市街地のアクセス向上等を図るため、国道 11 号新居浜バイパスの全線供用に向けた整備を促進します。
- ② 広域交流幹線道路とのアクセス性向上や分散している拠点間との連携を図るとともに、交通混雑解消による利便性の向上を図り、快適かつ計画的なまちづくりを進めるため、都市計画道路など都市の骨格を構成する市域内幹線道路の整備を推進します。
- ③ 市道などの生活道路は、日常生活の中で最も身近な道路であり、円滑で安全かつ快適な通行を確保するため、狭小な道路の拡幅改良や自転車・歩行者道の整備、交差点の改良等の整備を進めます。また、劣化した舗装の更新や老朽化した橋りょうの修繕・架け替えなど適正な管理に努め、生活道路の充実を図ります。
- ④ 高齢者や障がい者、子どもなど交通弱者に限らず誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の段差解消などのバリアフリー化を推進するとともに、見通しの悪い交差点でのカーブミラー設置や歩行者自転車用防護柵の設置など、道路交通安全対策を推進します。
- ⑤ 道路の利用状況や幅員などの現況を踏まえ、自転車ネットワーク整備基本計画を策定し、道路状況に応じた適正な自転車通行空間を整備することで、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進します。

### ● 現況と課題

- ・ 国道 11 号は、広域交流幹線道路として産業・経済等を支える最も重要な幹線道路ですが、通過交通量は飽和状態で慢性的な渋滞が発生しており、新居浜バイパスの早期整備が必要です。
- ・ 隣接する市を結ぶ幹線道路や主要幹線道路と市街地を結ぶ道路、都市の骨格を構成する都市計画道路等では、整備の遅れにより交通混雑の発生等、ネットワーク機能が十分に発揮できていない状況です。走行時間の短縮等の直接的な効果のみならず、地域の活性化、観光等、地域経済の発展に大きく寄与する市域内幹線道路の整備が必要です。
- ・ 身近な生活道路においては、幅員が狭小な道路や自転車歩行者道が整備されていない道路があるとともに、舗装や橋りょうは経年により劣化や老朽化が進んでおり、安全な通行を確保するためには舗装の補修や橋りょうの修繕、架け替え等が必要です。
- ・ 歩道においては、段差により自転車や歩行者の通行に支障となる箇所が多く、またガードレールや信号機の設置されていない危険な箇所もあり、歩道のバリアフリー化や交通安全施設の整備が必要です。
- ・ 近年、環境保全、健康増進等の視点から自転車が注目されていますが、自転車が安心して走行できる空間の不足や自転車利用者のマナーの悪さなどから、交通事故が多発傾向にあり、自転車が安全で快適に通行できるとともに、歩行者の安全性が高まるような自転車利用環境整備が必要です。

### ● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■ 11 号バイパス供用延長(累計)	2.4km (平成 21 年度)	4.4km (平成 26 年度)	9.3km (整備完了時)
■ 都市計画道路の整備延長(累計)	47.4km (平成 21 年度)	53.5km (平成 26 年度)	61km
■ 市道改良延長(累計)	276km (平成 21 年度)	299km (平成 26 年度)	313km
■ バリアフリー歩道整備延長(累計)	7.7km (平成 21 年度)	13.5km (平成 26 年度)	18km
■ 自転車専用通行空間の整備延長(累計)	—	9.8 km (平成 26 年度)	35.0km

### ● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■市街地(船木～大生院)通過時間	21分 (平成21年度)	21分 (平成26年度)	12分 (整備完了時)
■都市計画道路の整備率	51.9% (平成21年度)	58.6% (平成26年度)	67.0%
■市道改良率	58.1% (平成21年度)	61.3% (平成26年度)	62.0%
■バリアフリー歩道整備率	33.5% (平成21年度)	58.3% (平成26年度)	81.0%
■自転車専用通行空間の整備率	—	7.9% (平成26年度)	28.0%

### ● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
1-2-1	広域幹線道路の整備	継続 重点	・国道11号バイパスの整備推進
1-2-2	市域内幹線道路の整備	継続 重点	・都市計画道路上部東西線等の整備推進
1-2-3	生活道路の充実	継続	・生活道路の改良と適正な維持管理 ・橋りょうの修繕、架け替えの実施
1-2-4	道路交通安全対策の推進	継続	・歩道のバリアフリー化、防護柵など交通安全施設の整備推進
1-2-5	安全で快適な自転車利用環境の創出	新規	・自転車専用通行空間の整備促進 ・混在通行における通行位置の明示

### ● 協働のまちづくりのための取組

行政	幹線道路や生活道路等の整備を行うとともに維持補修など既存施設の適正な管理に努めます。
市民	道路整備への理解や沿道緑化・道路清掃など、まちづくりのための支援活動に取り組みます。
事業者	道路整備への理解や沿道緑化・道路清掃など、まちづくりのための支援活動に取り組みます。

### ● 個別計画

- ・新居浜市都市計画マスタープラン.....平成27年度策定
- ・新居浜市都市交通マスタープラン、同都市交通戦略.....平成20年度策定
- ・新居浜市道路橋長寿命化修繕計画.....平成21年度策定
- ・新居浜市自転車ネットワーク整備基本計画.....平成27年度策定

【関連施策】

- 3-6 観光・物産の振興
- 3-7 運輸交通体系の整備
- 5-6 芸術文化の振興
- 5-8 近代化産業遺産の保存・活用の充実

## 望ましい姿 にぎわいあふれる J R 新居浜駅周辺を整備します

### ● 後期取組方針

- ①市の顔、玄関口にふさわしい駅前広場（北側、南側）、南北自由通路（出逢いロード）、駐車場、駐輪場、公衆トイレの整備を行ったことから、今後も適切な維持管理に努めます。  
 バス、タクシー、一般車を一括集約し、バリアフリー化された交通環境の整備を行ったことから、今後も駅周辺における交通結節点機能の強化に努めます。  
 駅周辺のにぎわいづくりの拠点となる総合文化施設（あかがねミュージアム）は、市民活動の拠点や来街者のエントランスとして運営します。また、周辺街区に民間施設を誘導し、人の広場、あかがねミュージアムと連携して、駅周辺の賑わいづくりに努めます。
- ②駅周辺の道路網や駅南地区の整備方針の検討を行い、駅周辺の南北市街地が一体となった新都市拠点づくりを推進します。

### ● 現況と課題

- ・駅の北側は、土地区画整理事業による都市基盤整備とあわせ、新居浜駅の交通結節点機能の強化として駐車場や駐輪場、老朽化した跨線橋※に替わる南北自由通路（出逢いロード）等の整備や、集客の拠点となる総合文化施設（あかがねミュージアム）の建設を行いました。
- ・鉄道によって分断されている駅周辺の南北市街地の一体化に向けた取組が必要です。また、駅南地区は、道路等の都市基盤が未整備のため、有効な土地利用がなされていない状況です。

### ● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■公共駐車場台数（駅利用）	50台 （平成21年度）	124台 （平成26年度）	144台
■公共駐輪場台数（駅利用）	仮設400台 （平成21年度）	881台 （平成26年度）	970台

### ● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成32年度）
■駅周辺のにぎわいに対する市民満足度	5.0% （平成20年度）	12.1% （平成26年度）	25.0%
■J R 新居浜駅年間乗降客数	140万人 （平成20年度）	148万人 （平成26年度）	150万人

跨線橋※…鉄道線路の上を跨ぐように架けた橋。

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
1-3-1	JR新居浜駅周辺の公共施設整備	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南北自由通路、駐車場、駐輪場、公衆トイレ等駅周辺施設の整備（整備完了）</li> <li>・JR新居浜駅周辺の公共施設の維持・充実</li> </ul>
1-3-2	駅南北一体化による新都市拠点の形成	継続 重点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅南北一体化に向けた整備方針の決定、整備方針に基づく事業実施</li> </ul>

● 協働のまちづくりのための取組

行政	快適で利便性の高い公共施設の整備と、長期的な視点に立った道路網整備や、適切な土地利用の誘導を行うとともに、市民や関係機関への情報提供や周知を図ります。
市民	にぎわいづくりの核となる総合文化施設（あかがねミュージアム）や民間商業業務施設を積極的に活用し、駅周辺が市民活動の拠点となり、また市のエントランスとして成熟したまちになるよう努めます。
事業者	まちづくりに積極的に参画するとともに、有効な土地利用と景観形成に努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市都市計画マスタープラン ..... 平成 27 年度策定
- ・新居浜駅周辺地区整備計画 ..... 平成 19 年度策定
- ・新居浜市都市計画区域マスタープラン（愛媛県策定） ..... 平成 27 年度策定

【関連施策】

- 4-2 地域福祉の充実
- 4-5 高齢者福祉の充実
- 6-1 安全安心な生活空間の形成

## 望ましい姿 良質な住宅を整備します

### ● 後期取組方針

- ①適正な管理戸数を維持し、「新居浜市公営住宅等長寿命化計画」等により計画的な建替を行い、住宅のセーフティネットとしての機能を高めていきます。
- ②耐震性やバリアフリー性能等、基本的性能が確保されたものとして維持管理されるよう、個々の老朽住宅の状況に応じて、計画的な改修・修繕を適切に実施します。
- ③入居制限を受けやすい高齢者世帯等の住宅確保のための取組として、公営住宅の建替事業において、これまで画一的な住戸を供給してきたものを、「型別供給」にて計画し、高齢単身者の入居を可能にします。また、「サービス付き高齢者向け住宅<sup>※</sup>」の登録及び登録制度の活用について周知をいたします。
- ④民間木造住宅における耐震改修の必要性を啓発するとともに、より利用しやすい耐震化補助、老朽空き家の適正管理対策を実施し、住宅及び住環境について防災性の向上を図ります。

### ● 現況と課題

- ・新居浜市の公営住宅等の全体管理戸数は 2,079 戸です。これら施設のうち老朽化した住宅施設について、計画的な建替え等による良質な公共賃貸住宅の供給の推進が課題となっています。
- ・新居浜市の管理する公共賃貸住宅のうち 70%以上が昭和 59 年以前建設の築 30 年以上経過した住宅です。これらの老朽施設について、計画的に予防保全的な維持管理を推進することにより長寿命化を図りライフサイクルコスト<sup>※</sup>の縮減が重要な課題となっています。
- ・高齢化と核家族化のさらなる進行が見込まれるなか、高齢者用住宅の整備が課題となっています。これまでの施策を踏まえて福祉施策と連携した住宅セーフティネットをより一層充実させる必要があります。
- ・民間住宅の耐震性確保について関心が高まっているなか、新居浜市では平成 16 年度より民間木造住宅の耐震診断、平成 22 年度より民間木造住宅の耐震改修に対する補助制度を実施していますが、年度毎の目標数の達成には至っていません。耐震化への一層の啓発と利用しやすい補助制度を検討するとともに、除却も含めた老朽空き家の適正管理を促す必要があります。

### ● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■公営住宅の耐震化工事実施棟数(累計)	0 棟 (平成 21 年度)	6 棟 (平成 26 年度)	20 棟
■民間木造住宅耐震診断補助	5 戸 (平成 21 年度)	14 戸 (平成 26 年度)	25 戸
■民間木造住宅耐震改修補助	0 戸 (平成 21 年度)	7 戸 (平成 26 年度)	15 戸

サービス付き高齢者向け住宅<sup>※</sup>・・・バリアフリー構造の高齢者向け賃貸住宅で、入居者に対して安否確認、生活相談等のサービスの提供を行うもの。

ライフサイクルコスト<sup>※</sup>・・・施設等の企画設計から、建設、運用管理、廃棄処分までにかかる生涯費用のこと。

### ● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■公営住宅ストック*の耐震化率	49.1% (平成21年度)	56.8% (平成26年度)	77.0%
■サービス付き高齢者向け住宅の登録件数(累計)	4件 (平成21年度)	10件 (平成26年度)	15件
■民間木造戸建住宅の耐震化率	48.5% (平成20年度)	55.8% (平成26年度)	80.0%

### ● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
1-4-1	公営住宅等の整備	継続 重点	◎老朽化した公営住宅の計画的な建替
1-4-2	住宅及び住環境の整備	継続	・公営住宅の計画的な耐震改修・修繕
1-4-3	高齢者の住宅の確保	継続	・公営住宅建替時における「型別供給」プランによる、高齢単身者への供給
1-4-4	住宅・住環境の防災性の向上	継続	・民間木造戸建住宅の耐震性能向上のための支援

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

### ● 協働のまちづくりのための取組

行政	老朽公営住宅の建て替えと耐震改修を実施し安全性の確保に努めるとともに、バリアフリー性能の向上等居住環境の改善を図ります。また、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように既成市街地での公的賃貸住宅の建替え及び建設についても検討します。
市民	住宅の耐震改修を実施し、自己住宅の防災性能の向上を図ります。
事業者	サービス付き高齢者向け住宅の県への積極的な登録等を行い、高齢者の居住の安定に努めます。

### ● 個別計画

- ・新居浜地域住宅計画(第Ⅱ期).....平成23年度策定
- ・新居浜市公営住宅等長寿命化計画.....平成23年度策定

公営住宅ストック\*...地方公共団体が住宅に困窮する低額所得者に対して、建設、買取り又は借り上げを行って低廉な家賃で供給する賃貸住宅。

## 望ましい姿 市民に親しまれる公園・緑地を整備します

### ● 後期取組方針

- ① 既存の公園については、施設の老朽化に伴い各施設の現状や利用する市民の意向を把握し、公園施設長寿命化計画に基づき効率的かつ計画的な施設の更新・拡充による再整備を図ります。  
また、公園の清掃や除草、樹木の剪定等の維持管理を実施するとともに、公共施設愛護事業\*などを推進し、市民との協働による公園管理の充実を図ります。
- ② 公園の不足している地区には借地方式や公共の未利用地の活用等を検討し、新規公園の整備を推進します。  
道路に隣接する公有地等を利用し、ポケットパーク\*や緑地の整備を図ります。  
公園の機能や施設について、計画策定段階から市民参画による公園整備を推進します。
- ③ 大規模なスポーツ大会や各種イベントが開催できる施設の整備に向け、立地場所や施設内容、規模等も含めた総合運動公園構想の策定を行います。
- ④ 市民との協働による景観計画\*の策定について検討を行い、住民・事業者・行政が一体となって、景観形成を図ります。

### ● 現況と課題

- ・ 既存の公園については、開設以降年数が経過し、施設が老朽化しているため、多くの市民が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な維持管理が必要です。
- ・ 少子高齢化など社会情勢の変化により公園に対する市民ニーズが多様化しており、また、防災機能を有した公園整備も求められています。
- ・ 現市民体育館は、各種全国大会などを開催するには、収容能力・設備等が十分でなく、また、市民プールについても老朽化が進んでいます。各種団体をはじめ多くの市民から、多種多様なイベントや全国規模の大会などが開催できる総合運動公園の建設が望まれています。
- ・ 近年都市景観に配慮した美しいまちづくりが求められています。

### ● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値(年度)	計画値(平成 32 年度)
■ 都市公園設置数(累計)	22 箇所 (平成 21 年度)	28 箇所 (平成 26 年度)	31 箇所
■ 景観計画区域面積(累計)	0ha (平成 21 年度)	0ha (平成 26 年度)	40ha

公共施設愛護事業\*…登録した市民が自発的に身近な道路、河川、公園その他公共施設に一定範囲を継続的に清掃・除草する事業。  
ポケットパーク\*……… 都市環境の改善や住宅密集地の改善を図るため、わずかなスペースを利用して設けられた小公園。  
景観計画\*……… 景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■公園・緑地における公共施設愛護事業参加者数	1,468人 (平成21年度)	2,168人 (平成26年度)	2,700人
■都市公園面積(市民1人当たり)	10.62㎡ (平成21年度)	11.12㎡ (平成26年度)	13.21㎡
■都市景観に配慮したまちづくりに対する市民満足度	6.0% (平成20年度)	9.6% (平成26年度)	15.0%

● 取組方針に基づく基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
1-5-1	既存公園・緑地の再整備と維持管理の充実	継続 重点	◎公園再整備の推進 ・公園の適正な管理 ・都市公園長寿命化計画に基づく対策の実施
1-5-2	公園・緑地整備の推進	継続	・都市公園整備の推進(街区・近隣公園)
1-5-3	総合運動公園整備の推進	継続	・総合運動公園構想の策定(立地場所・施設内容・規模等)
1-5-4	良好な景観の形成	継続	・市民との協働による景観計画の策定

◎は「新居浜市総合戦略」関連項目

● 協働のまちづくりのための取組

行政	既存公園の適正な維持管理と施設の更新を行い、新規公園の整備を図ります。
市民	公園の適正な利用と維持管理に参画します。
事業者	公園の適正な利用と維持管理に参画します。

● 個別計画

- ・新居浜市緑の基本計画 ..... 平成9年度策定
- ・新居浜市都市計画マスタープラン ..... 平成27年度策定

【関連施策】

- 3-1 工業の振興
- 3-7 運輸交通体系の整備
- 6-1 安全安心な生活空間の形成

## 望ましい姿 産業と安心した市民生活を支える港湾を整備します

### ● 後期取組方針

- ①世界規模で進む、海上貨物輸送の合理化、効率化の進展に伴う船舶の大型化に対応できる公共ふ頭の整備を行います。
- ②切迫した南海地震等の大規模地震の発生に備えて、地域防災計画に基づき、震災時における緊急物資輸送拠点としての機能を確保するため、港湾施設の耐震補強を進めます。
- ③老朽化が進む港湾・緑地・海岸保全施設について、維持管理計画を策定し、適切に管理及び改修を行い、施設の長寿命化を図ります。  
南海トラフ地震等による地震・津波に対し、市民及び利用者の生命・財産を守るため、堤防の強化を図ります。

### ● 現況と課題

- ・新居浜港は、化学工業品、鉱産品、金属機械工業品の原材料を輸移入し、加工した製品を輸移出す四国屈指の工業地域の輸送拠点として、重要な役割を果たしています。しかし、近年国際的な相互依存関係の進展や、競争の激化等の経済のグローバル化による物流需要の変化、社会環境の変化に対応した、新たな物流機能の確保が求められています。
- ・大規模地震発生時の海上輸送ルートの確保は、東港地区を利用する企業の生産活動と地震被災による避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の輸送を行うなど、極めて重要です。また、年間400万トンの港湾貨物を担っている新居浜港東港地区は、企業の生産活動と密接な関係があることから、大規模地震災害時に機能不全に陥らないよう岸壁及び臨港道路・橋梁などの港湾施設の耐震補強、液状化対策を進める必要があります。
- ・港湾・緑地・海岸保全施設の老朽化が進んでいます。また、今後30年以内に60%以上の確率で発生するといわれている東南海・南海地震に伴う津波や地球温暖化等の影響により増加する高潮などから、沿岸域に居住する市民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の整備と施設の適切な維持管理が求められています。

### ● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値(年度)	計画値(平成32年度)
■ 供用している公共岸壁数 [事業着手含む](累計)	9箇所 (平成21年度)	11箇所 (平成26年度)	12箇所
■ 耐震補強した港湾施設数(累計)	0箇所 (平成21年度)	1箇所 (平成26年度)	3箇所
■ 港湾・海岸保全施設の維持管理計画策定施設数(累計)	3施設 (平成21年度)	104施設 (平成26年度)	152施設

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値(年度)	目標値(平成32年度)
■ 公共岸壁の整備率 [事業着手含む]	75.0% (平成21年度)	91.7% (平成26年度)	100%
■ 港湾施設の耐震補強進捗率	0.0% (平成21年度)	14.3% (平成26年度)	42.9%
■ 港湾・海岸保全施設の維持管理計画策定進捗率	2.0% (平成21年度)	68.4% (平成26年度)	100%

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
1-6-1	物流の高度化に対応する公共ふ頭の整備	継続	・ 新居浜港港湾計画の見直し ・ 貨物需要に対応した公共ふ頭の整備
1-6-2	大規模地震対策施設の整備	継続	・ 災害時の危機管理体制を支える港湾施設の整備
1-6-3	港湾・海岸保全施設の適切な管理と長寿命化	継続 重点	・ 港湾及び海岸保全施設の長寿命化対策の実施

● 協働のまちづくりのための取組

行政	産業と安心な市民生活を支える港湾を整備するとともに、みなとのにぎわいづくりのための情報提供に努めます。
市民	緑地施設等の快適な環境を維持するための、ボランティアの参加及びマナーの向上に努めます。
事業者	港湾施設の利用促進や、物流の高度化を通して、背後圏域である新居浜市の産業振興に努めます。

● 個別計画

- ・ 新居浜港港湾計画 ..... 平成11年度改訂

